

(本 庁) 総務部 税務課	納税係	☎0954-65-3111 (内線141・142)
	収納対策係	☎0954-65-3111 (内線143・144)
	固定資産税係	☎0954-65-3111 (内線145)
	町民税係	☎0954-65-3111 (内線146)
(白石支所) 地域業務課	住民窓口班	☎0952-84-2113 (内線13~16)
(福富支所) 地域業務課	住民窓口班	☎0952-87-2111 (内線14~17)

■町税

税金は、私たちが豊かで健康的な暮らしができるよう、町民一人ひとりに負担していただくものです。みなさんから納めていただいた町税はまちの財政の基礎となり、暮らしの中にいろいろな形で還元されています。

●窓口・受付

- 原動機付自転車や農耕作業用などの登録・廃車手続きは、本庁・支所どちらでもできます。
- 法人関係証明書及び住宅用家屋証明書に関する分は、本庁のみで行います。
- 申告（但し、確定申告期間中は各会場にご相談ください）及び納税相談は、本庁で行います。

●税の納付

町税の納付は、今までどおり町で発行した納付書で納付してください。
納付場所は、本庁・支所及び指定された金融機関です。

●町税の種類

町税の種類には普通税と目的税があり、それぞれ次のようなものがあります。

○普通税（その収入の用途を特定せず、一般的経費に充てるために課せられる税）

・町民税（個人、法人）…個人・法人が所得に応じて納める税金

納期及び税率等は、今までどおりです。

・固定資産税…土地・家屋・償却資産の所有者が納める税金

納期及び税率等は、今までどおりです。

・軽自動車税…4月1日現在の軽自動車等の所有者が納める税金

納期及び税率等は、今までどおりです。現在使用している原動機付自転車等のナンバープレートは、そのまま使用できます。

・町たばこ税…たばこ購入時にかかる税金

○目的税（特定の費用に充てるために課せられる税）

・国民健康保険税…国民健康保険に加入している世帯が納める税金

納期及び税率等は、今までどおりです。

●集合徴収及び軽自動車税の納期

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
集 合 徴 収			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
軽自動車税		全期										

○白石町では、町・県民税、固定資産税、国民健康保険税の3つの税金を集合徴収という方法で徴収します。

○集合徴収の納期限は各月の末日（12月は28日）、軽自動車税は5月31日です。

○納期限が土曜、日曜、祝日及び振替休日のときは、翌日が納期限になります。

ただし、口座振替をご利用の人は前日が振替日になります。

●町・県民税

○町民税には個人と法人があり、個人町民税は県民税とあわせて徴収します。

納税義務者	原則として1月1日現在白石町に住んでいて、前年に所得がある人
納める方法	給与所得者のうち、特別徴収義務者に指定されている会社などに勤めている人は6月から翌年の5月まで12回に分けて毎月の給料から差し引かれます。それ以外の人は集合徴収となり、6月から翌年3月までの10期で徴収します。
町・県民税の申告	勤務先から給与支払報告書の提出がある人で、前年中にそれ以外の所得がない人や所得税の確定申告をされた人は必要ありませんが、これ以外の人は毎年3月に申告が必要です。

○法人町民税は、均等割と法人税割があり、町内に事務所、事業所、寮などをもつ法人が対象です。

●固定資産税

固定資産税は土地、家屋、償却資産の所有者に課税されます。

納税義務者	1月1日現在に白石町に固定資産を所有している人
固定資産の価格	土地と家屋は、基準年度（3年ごと）に評価替えを行い価格を決定します。償却資産は、所有者の申告に基づき、毎年評価し価格を決定します。
固定資産課税台帳の縦覧	毎年4月1日から6月30日まで固定資産課税台帳の縦覧を行います。（但し、役場閉庁日を除きます）
課税標準額	原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。土地については、特別措置や税負担の調整措置が適用される場合は、課税標準額は価格より低い算定となります。
免税点	それぞれの課税標準額が次の金額に満たない場合は課税されません。 土地・・・30万円 家屋・・・20万円 償却資産・・・150万円
税率	1.4%

●国民健康保険税

国民健康保険に加入すると、必ず国民健康保険税を納めなければなりません。

国民健康保険税は国の負担金などとともに、みなさんがケガや病気をしたときの医療費や出産育児一時金、葬祭費などの給付費用の大切な財源となります。国民健康保険税は、医療費のうち、みなさんが医療機関で支払う一部負担金を除いた分に充てられています。

○介護保険の保険料も同時に負担

介護保険は40歳以上の方が、第1号被保険者(65歳以上の人)または第2号被保険者(40歳から64歳までの人)として加入しなければなりません。介護保険の費用(サービス利用者負担を除いた分)は、公費と保険料(介護納付金)で負担します。第2号被保険者(40歳から64歳までの人)の保険料(介護納付金)については、医療保険に上乗せして国民健康保険税として徴収します。

○今年度(16年度)の国民健康保険税の税率は次のとおりです。

みなさんの支払う国民健康保険税は次の3つの合計額により決められています。

納付場所は、本庁・支所及び指定された金融機関です。

国民健康保険税算出基礎		医療分	介護分
所得割額	各世帯の前年中の所得額に応じて計算	7%	0.85%
均等割額	各世帯の加入者数に応じて計算	20,000円	7,000円
平均割額	一世帯にいくらと計算	33,000円	4,500円

国民健康保険税の最高限度額は医療分については53万円、介護納付金については8万円です。

●町民税の納付について

○口座振替制度

税務課納税係に申し出てください。

対象は集合徴収、軽自動車税です。集合徴収と軽自動車税の両方を口座振替する場合は、なるべく同一の口座を指定ください。

○納税組合制度

当該地域の班を単位として納税組合が組織されています。加入等については、区長、納税組合長におたずねください。納期限内の納付率に応じて各組合に報奨金が交付されます。

○前納報奨金制度

集合徴収について、当該納期の後の納期分を納付しますと、前納報奨金が交付されます。

ただし、前納報奨金の対象は、町・県民税と固定資産税です。

○税金を納期限内に納めないとき

税金を納期限までに納めないと督促手数料や延滞金がかかります。さらに放置しますと勤務先への給与照会、金融機関への預貯金調査等を含め、財産の差し押さえなどの延滞処分を受けることになります。

滞納金の一括納付が困難なときは分納する方法もありますので税務課収納対策係までご相談ください。